

議案第2号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成28年7月13日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮詢

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めるます。

平成28年7月13日

鳥取県教育委員会

委員長 中島 謙人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

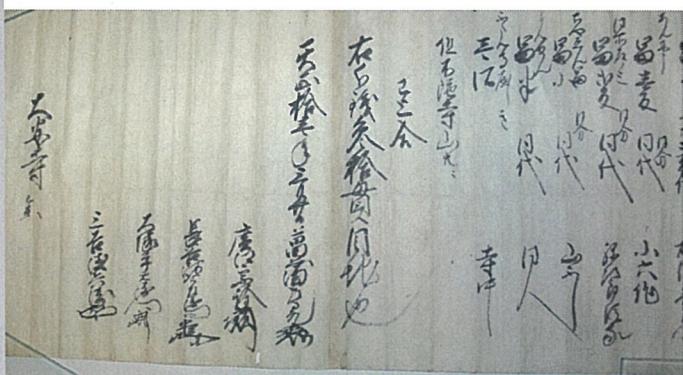
保護文化財 「大安寺文書」（南部町）

大安寺文書は、大安寺（西伯郡南部町天萬）の伝来文書である。大安寺は伯耆国会見郡に所在する曹洞宗寺院であり、本尊は観世音菩薩、山号は壺獄山（こがくさん）。境内には杉原盛重の供養塔と伝えられる宝篋印塔（ほうきょういんとう）がある。

今回の指定候補の二通は、『伯耆志』に記載される宝暦10年（1760）の火災を免れ残ったと考えられるもので、吉川氏奉行人らの連署状および杉原盛重臣下らが寄進した際の検地帳とみられる。有力大名等と大安寺領に関することが記されており、中世伯耆国の歴史を知るための基本史料として貴重である。



連署状



検地帳 (部分)

保護文化財 「伯州瀧山寺」銘鰐口（倉吉市）

青銅製の鋳物製で、面径約 55.3 cm (1 尺 8 寸) の大型品。右側に「伯州瀧山寺金口願主僧慶意敬白」、左側に「天正十二年丁酉八月日願主沙弥西信」と陰刻されている。

この鰐口は、通常の鰐口の大きさ (約 30 cm、1 尺) に比べ大型で、鋳上がりが良く、仕上げの加工が丁寧な有品である。陰刻された年号から鰐口研究の基準となる資料でもある。さらに「瀧山寺」は倉吉市関金町に現存する地蔵院に繋がる、伯耆国の宗教史を考える上で重要な地位を占める寺院であり、その存在を知り得る資料としても大変貴重である。



「伯州瀧山寺」銘鰐口

鳥取県文化財保護条例（抜粋）

昭和 34 年 12 月 25 日

鳥取県条例第 50 号

第2章 県指定保護文化財 (指定)

第4条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。
- 3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第8章 雜則

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）